

平成27年度 一般会計・特別会計補正予算を承認

主な歳入としては、ふるさと納税寄付金、繰入金、国県支出金、市税、財産収入などが増加し、市債は減少している。主な歳出としては、ふるさと納税の返礼品等、介護給付費・訓練等給付費支給事業、農地中間管理事業の協力金、子どものための教育給付事業、地方債の^{*}繰上償還に要する費用などである。

^{*}繰上償還…地方債（借金）の償還（返済）について、当初の償還期限到来前に、その全部、または一部を繰り上げて償還すること。

平成27年度 12月補正予算の状況

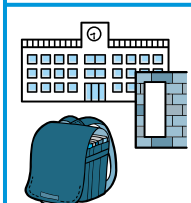
一般会計・特別会計

会計区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	207億7,688万円	811万円 増 (第4号)	215億795万円
		4億8,310万円 増 (第5号)	
		2億3,985万円 増 (第6号)	
特別会計	98億7,397万円	194万円 減	98億7,203万円
下水道特別会計	29億4,290万円	194万円 減	29億4,095万円

< 補正の主なもの >

事業名	補正予算額	事業名	補正予算額
ふるさと納税推進事業	2億3,985万円 増	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	117万円 増
農地中間管理事業	5,106万円 増	市道住ノ江・社搦線改良事業	1,000万円 減
子どものための教育給付事業	4,235万円 増	市道小城公園・本告線歩道設置事業	740万円 減
農業排水施設維持管理事業	811万円 増	農業集落排水施設機能強化対策事業	322万円 減
農地及び農業用施設災害復旧事業	250万円 増		

教育・文化・福祉



市内園児が通う私立幼稚園・認定こども園への給付事業

4,235万円

問 寄附金額のうち、返礼品など経費の占める割合は、
答 約54%である。

平成27年度の寄附総額を13億7,000万円に上方修正したことによる、返礼品、広告費などの経費増。

総務・市民



ふるさと納税推進事業

2億3,985万円

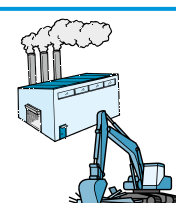
主な事業

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援法に則り、県の私学助成制度で行われていた認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園等への財政支援の仕組みから、市の施設型給付として支援する。

農地中間管理機構を通じて担い手への農用地等の集積・集約化に協力する者に対し、機構集積協力金を交付することにより、農業経営の規模の拡大、農用地等の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を進め、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する。

補正の内容は、集落営

産業・建設



農地中間管理事業

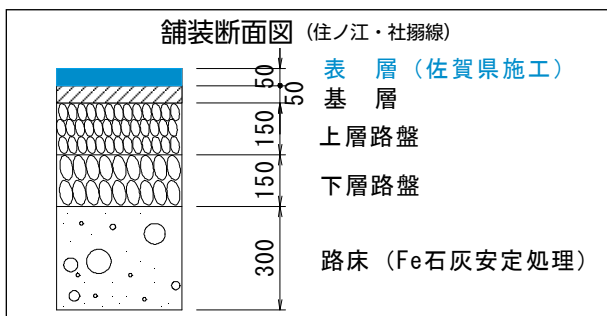
5,106万円

市道住ノ江・社搦線改良事業

1,000万円減

計画していた舗装工事の一部と区画線等の道路表示を佐賀県の事業で施工するため。

農法人化に伴うものと経営転換協力金である。（農地中間管理機構とは、公的機関である県公社が間に立って、農用地の貸借を進める機関。）



市道小城公園・本台線
歩道設置事業

740万円減

歩道設置に伴う車道の舗装施工延長を150m減。

農業排水施設維持管理事業

811万円

補正予算第4号として小城町三里地区のポンプ補修工事費用を先決処分として執行。



主な議案

放課後児童健全育成事業について

(議案第92号)

「設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正」

現在、小学3年生までに限っている放課後児童クラブの受け入れを、平成28年度から小学生全体に拡大する。ただし、28

年度は4、5年生を受け入れ、6年生は29年度から受け入れる予定。

(議案第93号)

「利用者負担金徴収条例の一部を改正」

平成28年4月1日から平日6時以降、土曜日、長期休業日の料金を改正する。(別表第1・2参照)

現行

別表第2

区分	全期間	日額
春季休業日	8,000円	300円
夏季休業日		300円
冬季休業日		300円
学年末休業日		300円
上記以外の休業日		300円
上記以外の日		200円

別表第1

区分	負担金額(月額)
4月～3月	3,000円 (ただし8月は6,000円)



改正後

別表第2

利用区分	負担金額
春季休業日の期間	1,500円
夏季休業日の期間	10,000円
冬季休業日の期間	2,000円
学年末休業日の期間	1,500円
上記以外で特に必要と認める日	日額300円

別表第1

利用区分	負担金額(月額)
平日	3,000円 (ただし8月は6,000円)
土曜日	1,500円
午後6時以降の利用	1,500円

(議案第97号)

「小城市敬老祝金支給条例の一部を改正」

現在、9月1日に80歳、88歳、100歳以上の方に対して祝金が支給されているが、当該年度の3月31日までに80歳、88歳、100歳に達する方に祝金を支給する。これまでに100歳以上の方には毎年3万円支給されていたが、100歳になられた時に5万円支給される節目支給となる。

文教厚生常任委員会での討論

反対討論

101歳以上の方は打ち切りということではなく、敬老の意を表す意味からも支給すべき。

賛成討論

101歳以上の方には厳しいが、改正すべきところは改正して時代に沿って新しい福祉に取り組み、福祉日本一を目指すべき。